

1 妊娠前

厚真町 不妊治療費等助成事業



不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】 次の①～⑤の全てに該当する方

- ①申請日時点で厚真町に引き続いて6カ月以上居住している（住所を有する）者
※配偶者の仕事の都合等でやむを得ず妻のみが町内に居住している場合も対象とします。
- ②不妊治療以外では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、実際に不妊治療を受けた者
- ③婚姻している夫婦（事実婚関係も含む）
- ④不妊治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑤申請日時点で町税等の滞納がないこと

【助成回数（1子ごと）】

- ①40歳未満の場合：6回
 - ②40歳以上43歳未満の場合：3回
- ※助成を受けた後、出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合、助成回数がリセットされます。

【助成対象となる治療・経費と助成額】

（1）保険適用となる不妊治療費の自己負担分

＜対象経費＞

不妊治療に対する検査・治療のうち、健康保険の適用となる一般不妊治療（人工授精等）及び生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）等の自己負担分。

＜助成額＞

治療を受けた夫婦の所得に応じて助成上限額が決まっています。

（2）先進医療の治療費

＜対象経費＞

医療保険適用の不妊治療と併用して実施された、厚生労働省にて先進医療として告示された技術を用いた検査・治療にかかる費用。

＜助成額＞

先進不妊治療の検査・治療に要した費用に10分の7をかけた額で、35,000円を上限。

（3）不妊治療のための通院に係る交通費

＜対象経費＞

上記（1）（2）の検査・治療を行うために医療機関を受診した際の交通費。

※自宅から医療機関まで片道25km未満の場合は対象外

※1回の治療につき、通院5回が上限

＜助成額＞

通院に要した費用の自己負担分（自宅から医療機関までの距離に応じた上限あり）に3分の2をかけた額。

不妊症とは・・・

妊娠を望む健康な男女が、避妊をせず普通に性生活を営んでいても、一定期間妊娠しない場合をいいます。日本産科婦人科学会では、「一定期間」を「1年」としています。不妊症と判断するには、それぞれのご夫婦によって事情も異なります。赤ちゃんが欲しいと思っているのになかなか妊娠しない場合には、専門の医師に相談することが大切です。

2 妊娠期

母子健康手帳の交付

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら…

➡住民課健康推進グループ又は上厚真支所へお越しください。

【届出に必要なもの】

- ・通帳（給付金申請用）
- ・マイナンバーカード

- ・母子健康手帳
- ・妊産婦健診等受診票
- ・マタニティマークなど
をお渡しします☆

妊産婦健康診査（妊産婦健康診査受診票の交付）

ア) 一般健康診査受診票 1 4回分

イ) 超音波検査受診票 1 1回分

ウ) 産婦健康診査受診券 2回分

※ ア～ウは、道内の医療機関で使用できます。里帰りなどで道外の医療機関を受診される場合は、一度実費で支払っていただき、後日償還払いします。

妊婦歯科健診

妊娠中は、つわりや唾液の性質の変化、ホルモンの影響で、歯や口腔内のトラブルが起こりやすくなります。歯科健診を受けてトラブルに対処できるように、妊娠中の歯科健診費用を助成します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方（母子健康手帳の申請があった方）

【実施内容】 歯科受診に適している妊娠中期（妊娠18週～25週）頃に受診票を送付しますので、委託医療機関（厚真歯科または桂歯科クリニック）にてご受診ください。

妊産婦健診・出産時の交通費助成

妊産婦健診および出産時の通院時にかかる交通費の一部を助成します。

※新生児訪問時に申請のご案内をいたします。産婦健診が終わったら、すみやかに申請してください。

【対象者】 次の①～③のすべてに該当する方

- ①厚真町に住所があること
- ②厚真町の自宅から病院へ行き、健診を受診または出産していること
- ③厚真町の妊婦一般健康診査受診票の交付を受けていること

【上限額と助成額】

	上限額	対象となる健診	助成額
通院1回につき	片道 715円	①受診票交付後に受けた妊産婦健康診査(上限14回) ②出産(1回) ③産婦健康診査(2回)	上限額と実支出額のいずれか低い方の額

【申請先】 住民課健康推進グループ（総合ケアセンターゆくり内）

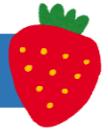
【申請時に必要なもの】 ①母子健康手帳 ②通帳など振込先口座情報がわかるもの

妊婦訪問指導事業



妊娠高血圧症などの疾病の既往がある方、妊娠・出産に不安のある方、妊婦健診の結果、保健指導が必要な方、その他訪問を希望する方に対して、保健師が訪問指導を行います。

母親（両親）教室



講話や実習を通し、妊娠・出産・育児についての不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう保健師等が支援します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方とそのパートナー、家族

【実施内容】 (例) ・妊娠中の栄養について ・お産の準備
・母乳育児の話 ・育児手技（沐浴、着替え、おむつ交換など）
・妊婦同士の交流 など、ご希望の内容で個別に対応します。

【申込方法】 希望される方は、住民課健康推進グループまでお申し込みください。

産前サポート事業（プレママ教室）



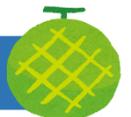
妊婦の方を対象に、保健師や助産師等による相談支援を行います。マタニティヨガなどを楽しみながら、リラックスしたり、他の参加者と交流することができます。

【対象者】 町内にお住いの妊婦の方

【実施内容】 ・妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の相談
・妊婦同士の交流
・助産師によるマタニティヨガ など

【実施回数】 年4回（母子健康手帳交付時にご案内します。）

国民年金保険料 産前産後免除制度



国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。申請し、免除になると、免除期間も保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象期間の保険料を前納している場合、対象期間の全額が還付（返金）されます。付加保険料の納付は可能です。

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
*平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

【免除対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

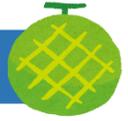
- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②年金手帳、基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。



出産時

出生届



【届出期間】

生まれた日から 14 日以内

※14 日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで

【届出人】 原則「父」または「母」

【届出先】 生まれた子の父母の本籍地か住所地または生まれた場所の市町村役場

【届出に必要なもの】

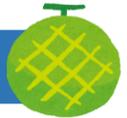
- ・届出書 1 通・母子健康手帳
- ・医師（助産師）の出生証明書（届出書の右欄）
- ・健康保険証（お子さんが入る予定のもの） *乳幼児医療費助成で使います
- ・受給者の健康保険証及び預金通帳 *児童手当で使います（共済以外の方）

【窓口】 総合ケアセンターゆくり内 住民課 町民生活グループ

※赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナに限られています。

※赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから 2~3 週間程度後に郵送（簡易書留）で個人番号通知書が送られてきます。

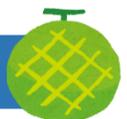
健康保険加入



- 国民健康保険に加入する場合は、住民課 町民生活グループへ届出をしてください。
国民健康保険の手続きは、出生から 14 日以内にしてください。

乳幼児医療費の助成・・・0 歳から就学前のお子さまが、医療機関に入院・通院した場合医療費の助成があります。詳しくは P.20 をご覧ください。

出産育児一時金



健康保険から出産費用の一部が給付される制度

出産の際に支給される出産育児一時金を健康保険が直接医療機関に支払う制度です。
詳細は、医療機関にご確認ください。

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

- 出生から 15 日以内に届出をしてください。※詳しくは P.25 をご覧ください。

もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業



※詳しくは P.3 をご覧ください。